

岩手県告示第251号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、基本測量の実施（令和3年岩手県告示第337号）で公示した基本測量を終了した旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

令和4年4月8日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 実施した地域 岩手県全域
- （2） 実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 航空重力測量
- 2（1） 実施した地域 花巻市、北上市、遠野市、釜石市及び和賀郡西和賀町
- （2） 実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- （3） 実施した基本測量の種類 ジオイド測量